

11月は「外国人労働者問題啓発月間」です

～ 外国人雇用はルールを守って適正に ～

外国人(特別永住者等を除く。)の雇入れ及び離職の際、その氏名、
在留資格等をハローワークへ届け出てください。

外国人労働者の適正な雇用の推進及び不法就労の防止を図ること
について、事業主をはじめ皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先：岐阜労働局職業対策課（電話 058-245-1314）

又は最寄りのハローワーク